

授業料（高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金）に関するご案内

1 就学支援金制度及び高校生等臨時支援金制度について

- (1) 就学支援金制度：生徒の保護者等の所得に応じ、県立高校の授業料が無償になる国の制度
- (2) 高校生等臨時支援金制度：所得制限により(1)の就学支援金を受給していない生徒の授業料が無償になる国の制度（令和7年度新たに創設）

上記制度を利用し、授業料無償となるためには、必ず手続きが必要です

*手続きを行わない場合は授業料をお支払いいただくこととなります。

*4月に申請した1年生やこれまで就学支援金の認定をされていない場合も含め、全員、手続きが必要です。

*制度の利用を希望しない場合も手続きをお願いします。

2 必要な手続きについて

(1) 手続き可能期間 令和7年7月3日(木)から10日(木)まで(8日間)

(2) 手続き方法等

- オンライン(PCやスマートフォンを使用して)で申請等の登録をお願いします。

【登録前の準備】

①ログインID・パスワード(別途配布したログインID通知書)

②保護者(親権者2名の場合は2名分)のマイナンバーカード等個人番号がわかるもの

※支給を希望しない方もオンラインで「提出しない」旨を登録します。

※オンライン申請ができない場合には、事務室(028-622-1766)へ連絡してください。



▲【受給資格認定申請】
手順動画は[こちら](#)



▲【収入状況届】
手順動画は[こちら](#)

←動画は就学支援金の登録完了までの手順です。申請入力時には就学支援金の登録完了後に臨時支援金の申請画面が表示されるので、必ず登録してください。



▲申請は[こちら](#)から

←現在の認定状況により手順画面が異なります。

(注意事項)

※ 保護者等の市町村民税が未申告の場合は、課税情報の確認ができないため、税の申告後に、改めて住民税決定証明書等の提出をお願いする場合があります。税の申告が済んでいない場合は、必ず申告手続きを行っていただくようお願いします。

※ 上記のほか、必要に応じて健康保険証の写しや扶養誓約書、生活保護受給証明書等の書類の提出をお願いする場合があります。

(3) DV虐待等被害者による不開示措置

- マイナンバー制度では、DVや虐待等の被害を受けて避難されている方は、希望すれば、マイナポータルでの課税情報照会履歴を非表示にすることにより、その所在地につながる情報(都道府県名や市町村名)を隠すことができます。課税情報照会履歴の非表示を希望する方は、「情報照会履歴に係る不開示希望申出書」を配布いたしますので、事務室までご連絡ください。

※ 非表示にすると、自分でも履歴を見られなくなります。

※ 昨年度提出済の方も再度提出が必要です(1年生で既に提出済の方は不要)。

3 審査の結果について

審査結果については、10月下旬頃から、通知でお知らせします。